

## 業務部からの報告事項

# 業務部からの報告事項

## 1 業務受託機関における事務処理状況調査の実施

近年、業務受託機関において、農業者年金の届出書等に係る事務処理が6か月以上遅延する事態が発生していることに伴い、令和4年度に「事務処理状況調査実施要領」（令和5年1月18日付け4独農年業適第52号独立行政法人農業者年金基金理事長通知）を制定し、全ての業務受託機関を対象に、農業者年金の届出書等に係る事務処理状況の一斉調査を毎年度1回実施することとしました。

この調査によって事務処理遅延が発見された場合には、当該業務受託機関に対して業務改善計画（再発防止策）の提出を求めています。

令和4年度に行った調査では、11箇所13件の事務処理遅延が確認されております。

なお、令和5年度は、9月1日から9月20日を調査対象期間とし、調査の結果、事務処理遅延を発見した場合は、10月17日までに再発防止策（業務改善計画）を基金に提出するよう依頼しています。

## 2 過誤納保険料の直接還付

令和6年1月1日より、前納に係る期間の経過前に農業者年金の被保険者資格を喪失した場合において、あらかじめ、前納保険料の還付を受けることを希望する旨の申出を行った者に対しては、請求を行ったものとみなして希望する口座へ還付を行うこととなります。

併せて基金においても、理事長通知の改正や具体的な運用について、検討を行っているところです。

## 3 記録管理システムの利用促進の取組について

記録管理システム利用を促進するため、「令和5年度農業者年金記録管理システム利用促進取組方針」を策定し、全業務受託機関宛てに令和5年6月30日付けで通知し、業務受託機関に対する利用促進の働きかけを行いました。

また、都道府県段階の業務受託機関が主催する記録管理システム操作研修会に講師を派遣し、業務受託機関の担当者に対するシステムの利用方法やメリット等の研修を行っているところです。（令和5年度派遣要望数：26府県）

さらに、都道府県段階の業務受託機関に対して、各種会議・研修会等の機会を捉えて市町村段階の業務受託機関に対して記録管理システム利用の積極的な働きかけを行うよう、ブロック会議等において依頼する予定です。

なお、令和5年8月末時点では令和4年度末と比べて、記録管理システムの利用登録割合は、農業委員会では増減がありませんが、JAは0.7%増加し、記録管理システムを利用した届出書の作成割合については、農業委員会は1.33%増加し、JAは2.01%増加しており、引き続き業務受託機関に対して利用促進を強く働きかけています。

○記録管理システムの利用登録割合（令和4年度末→令和5年8月末）

農業委員会 78.0%→78.0%（前年度比 ±0%）

J A 89.4%→90.1%（前年度比 0.7%増）

○記録管理システムを利用した届出書の作成割合（令和4年度末→令和5年8月末）

農業委員会 35.45%→36.78%（前年度比 1.33%増）

J A 41.27%→43.28%（前年度比 2.01%増）

#### 4 令和4年度農業者年金業務に係る個人情報保護対策等に関する管理状況等調査について

基金の「個人情報保護管理規程」に基づき、農業者年金業務を受託している全ての業務受託機関（2,361機関）を対象に、令和5年1月1日現在の農業者年金業務に係る個人情報関係書類の管理及び情報セキュリティ対策等の状況を確認することを目的とした調査を実施しました。

本調査結果は分析の上、ブロック会議等の機会に個人情報保護対策等の取り組みについて説明するとともに、都道府県段階の業務受託機関に対して市町村段階の業務受託機関の管理状況の改善が図られるよう指導を依頼する予定です。

なお、本調査において、個人情報保護対策について適切な回答が得られなかった業務受託機関に対しては、令和5年度中にフォローアップ調査を行う予定です。

#### 5 制度改正に伴う記録管理システムの改修完了について

令和4年からの制度改正に対応するため、農業者年金記録管理システム（以下、記録管理システムという。）の改修を行ってきたところですが、令和5年3月に改修が完了しました。

また、制度施行から記録管理システムの改修が完了するまでの間、制度改正の対象となる届出等を行った者の管理を行うため、新たに農業者年金サブシステム（以下、サブシステムという。）を構築し、対応してきたところですが、令和5年3月の記録管理システムの改修完了に伴い、サブシステムの運用を終了するとともに、サブシステムで管理していた記録を記録管理システムへ統合しました。